

長門市通学路交通安全プログラム

平成26年11月



1. プログラムの目的

平成 24 年 4 月以降、全国各地で登下校中の児童等の列に自動車が入り込み、死傷者が多数発生するといった痛ましい事故が相次いで発生しました。これを受け、平成 24 年 5 月に国土交通省、文部科学省、警察庁の 3 省庁連名で、通学路の緊急合同点検の実施及び安全な通学路の確保に向けた取り組みを行うよう通達がありました。この通達に沿って長門市におきましても平成 24 年 7 月から市教育委員会が主体となり『通学路安全点検合同会議』を実施したところです。

本合同会議では、国土交通省山口河川国道事務所、山口県長門土木建築事務所、長門警察署交通課、長門市都市建設課、長門市防災危機管理課、長門市教育委員会及び学校関係者の出席のもと、市内小中学校の通学路の現状確認を行うとともに危険箇所の対策を検討したところです。

長門市では、第 1 次長門市総合計画(後期基本計画)で「自然と人がやすらぐ安全なまち」を基本目標として掲げ、生活安全の推進を図るために、交通安全対策の充実を進めており、特に次世代を担う子供たちの安全を確保するための通学路の安全対策は本市の最重要課題となっております。

これまでに実施した通学路安全点検を一過性のものとせず、今後も継続的に取り組むため、『長門市通学路交通安全プログラム』を策定しました。このプログラムは、通学路に関係する機関、部署、団体の連携体制を構築し、計画的、継続的に通学路の安全対策を図ることを目的としたものです。今後、このプログラムに基づき、『事故のない安全で安心な通学路の確保』を目指してまいります。

～ プログラム作成の主旨 ～

1. 継続的に通学路安全対策を実施し、児童・生徒の安全を確保します。
2. 地域、保護者、行政機関が連携し、長門市全体での安全対策を推進します。
3. 対策実施後も実施効果について検証し、交通安全対策の向上に努めます。

2. 長門市通学路安全対策推進会議

通学路については、実際に通学路を利用する児童生徒への安全教育、交通規制の実施、道路施設の設置・管理等、安全対策の内容が多岐にわたるため、関係者各々が独自に対策を行うだけでは期待された効果が十分に発揮できないことがあります。

そのような現状を踏まえ、今後は各関係機関が連携を強化することを目的とし、以下に掲げる機関、団体による「長門市通学路安全対策推進会議」を設置し、効果的な安全対策の実現を図ります。

【推進会議構成メンバー】

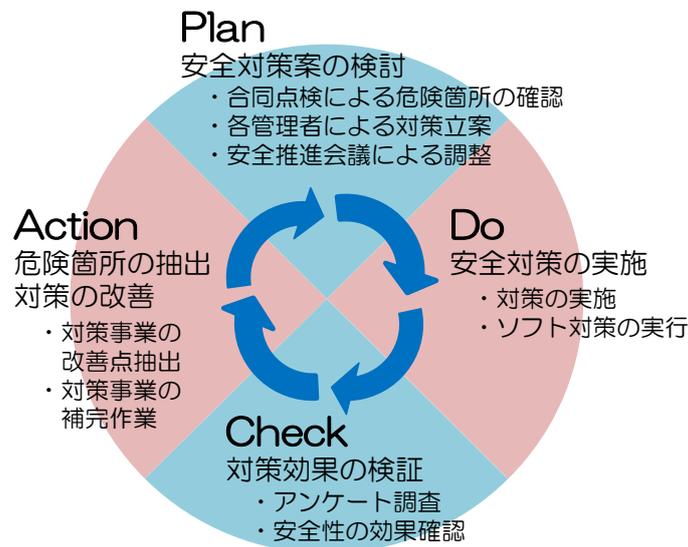
機関・団体名	主な役割	備考
長門市教育委員会	児童生徒への指導、教育	学校関係者
長門市立小・中学校（教職員他）		
長門市スクールガード		保護者・地域関係者
長門市防犯連絡所		
少年相談員連絡会		
山口県通学路安全対策アドバイザー		
長門警察署	道路交通に関する全般（交通規制、取締り等）	交通管理者
国土交通省山口河川国道事務所	道路施設に関する全般（道路施設の整備、維持等）	道路管理者
山口県長門土木建築事務所		
長門市建設部都市建設課		
長門市三隅支所		
長門市日置支所		
長門市油谷支所		
長門市企画総務部防災危機管理課	交通安全指導、啓蒙	

3. 通学路安全対策への取組

長門市では、平成 24 年度に教育委員会、学校関係者、交通管理者、道路管理者及び自治会等による通学路の緊急合同点検を実施しましたが、今後通学する児童生徒数の変遷等により通学路の変更が生じることや、交通状況の変化、道路施設の老朽化等による危険箇所の発生などが考えられることから、合同点検を継続的に実施し、通学路の安全対策を行うことで通学児童・生徒の安全確保に努めます。

安全対策実施後については効果検証を行い、効率的、効果的な対策手法の確立とともに、更なる安全対策の向上を図ってまいります。

通学路安全確保に向けたPDCAサイクルのイメージ



年間スケジュール

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
新規通学路の設定		推進会議 (危険箇所認識の共有)									
通学路危険箇所の調査			対策案の作成								対策後調査
			合同点検実施		対策の実施 (対策が複数年となるものは次年度以降の予算措置対応)						

4. 通学路危険箇所合同点検

(1) 危険箇所の抽出

4 月以降、新たに設定された通学路も含め、全ての通学路について小・中学校教職員、PTA 役員、保護者等を含めた『学校関係者』により通学路の調査を実施し、危険箇所の抽出、及び危険度、緊急度について、下記の危険・緊急区分に基づいて分類案を作成し、通学路安全推進会議に諮ります。

(概ね 4 月に実施、調査結果は教育委員会へ提出)

なお、調査時に危険度・緊急度が特に高いと判断された危険箇所については、合同会議への調査結果の提出を待つことなく、関係管理者に危険箇所を報告します。報告を受けた各管理者は、個別に調整、実施を検討します。

(2) 通学路安全対策推進会議

各小・中学校から提出された危険箇所は、教育委員会が取りまとめ、通学路安全推進会議において合同点検を実施する箇所を設定します。(概ね 6 月中旬)

推進会議では、主に以下の点について協議、調整を行います。

○各学校から提出された危険箇所の危険・緊急度についての精査

○合同点検の参加者(推進会議構成メンバー以外も)、日程の調整

○その他、推進会議構成メンバーで協議・調整が必要な事項

(例：スクールゾーン、ゾーン 30 の設定など)

○合同点検実施後、各関係機関により立案された対策案の精査及び調整

○対策実施に向けた関係部署の連携確認



(3) 合同点検の実施

小・中学校別に、教育委員会、学校関係者（教職員、PTA役員、保護者）、道路管理者、警察、自治体等が参加して推進会議で設定された箇所での合同点検を実施します。（6～8月頃）

合同点検時には、実際に利用する児童生徒及び保護者・見守り隊にも参加をお願いし、対策立案に向けたご意見を頂くなど、通学路危険箇所の解消に地域、関係機関が一体となって取り組んでまいります。

(4) 対策案の検討

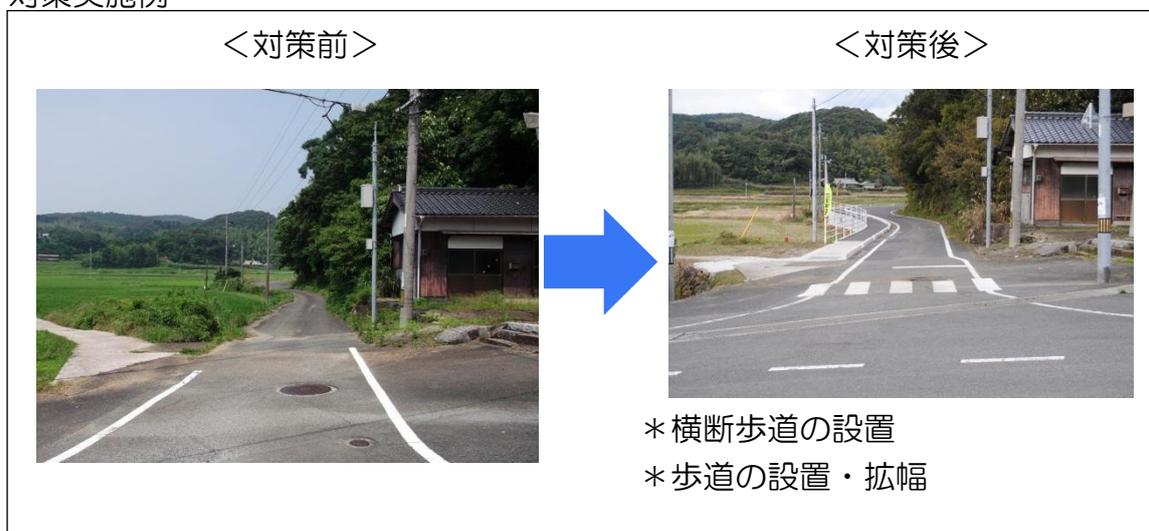
合同点検の結果を踏まえ、対策が必要と確認された箇所毎の具体的な対策案を関係機関にて検討いたします。

(5) 対策の実施

安全対策のうち、短期的に実施が可能なもの（ラインの塗り替え、路面表示、カラー歩道など）については緊急性や重大な事故が予見される箇所から優先的に実施します。また、中長期的な対応が必要なもの（歩道の新設・拡幅、交差点改良、信号設置）についても整備に向けた計画を迅速に進め、実施に向け取り組みます。

道路管理者や交通管理者が対応する交通安全施設については、各管理者が設置、改善した後、教育委員会及び学校により改善箇所の説明、対策内容を児童、生徒、関係保護者に対しお知らせすることで施設の効果的な運用を図ります。

対策実施例



(6) 対策効果の検証

実施した対策について、通学路の安全性についての効果を検証します。

<検証手法例>

○対策箇所を利用する通学児童・生徒への聞き取り調査

(7) 対策案の改善

検証によって得られた意見を踏まえ、対策案の改善を図り、より効果的な対策を講じるよう努めます。

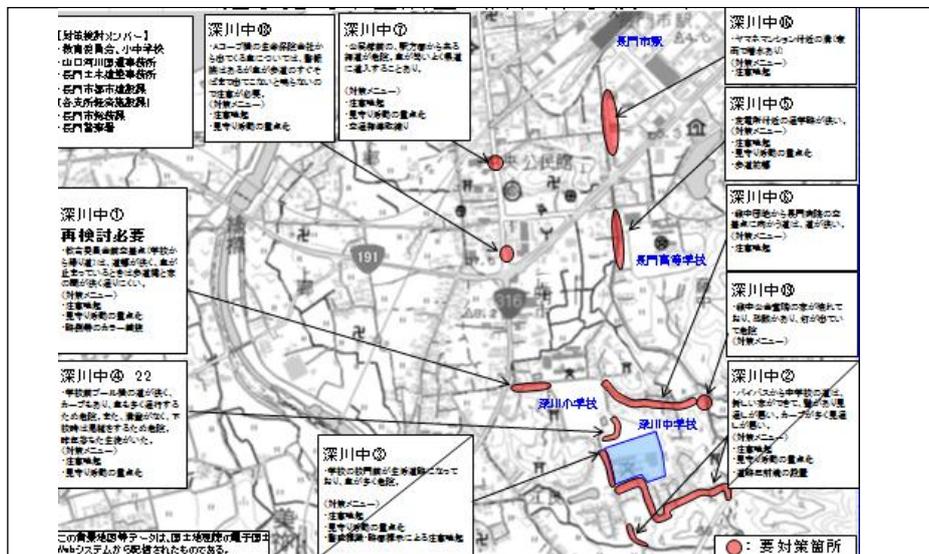
5. 通学路危険箇所の公表

危険箇所の位置や対策内容については、関係者間の認識を共有することに加え、『通学路の安全』に対する認識を深め、ドライバー等への注意喚起を促すことを目的に、対策内容が確定した段階で『通学路安全対策一覧表』及び『通学路安全対策箇所図』を長門市ホームページにて公表します。

【通学路安全対策一覧表（例）】

番号	路線名	箇所名・住所	通学路の状況・危険の内容	対策内容	実施主体	26年7月末進捗状況
1	一般国道九号(幹線)	長門市雄勝駅前	電線通学高学年のための遊歩道の車による遊歩道の時間と自転車通学生及び徒歩通学生の並下校時間が重なっている時、危険な場所が更なる	注意喚起 表示(内容の置き換え 交通標識設置)	平校 長門警察署	注意喚起継続
2	市道より際六江橋	長門市雄勝伊上	伊上遊歩道の中道域に陥った場所に外灯が少なくまた、白ひいていない外灯もある。冬の日照れが早い時期は、暗く危険である。	注意喚起	平校	注意喚起継続
3	市道水俣峠橋 市道河崎橋	長門市雄勝河崎下松崎	河崎下松崎より、白毛の山崎まで、外灯がない。自然光には子どもの見える見込みがないが、昼間は十分な照明がある。	注意喚起	平校	注意喚起継続
×	市道より際六江橋	長門市伊上	道路から道の水俣まで大きな陥凹があるが、外灯とガードレールがなく極めて危険である。	注意喚起 防護柵の設置	平校 長門市	防護柵設置
×	市道日置上雄勝橋	長門市人丸	道路から橋下等の地図まで大きな陥凹があるが、ガードレールがなく極めて危険である。	注意喚起 防護柵の設置	平校 長門市	防護柵設置

【通学路安全対策箇所図（例）】



【対策案の主な事例（緊急的対策例）】

路側帯のカラー舗装化	交差点付近の整備
 <p>境界ブロック、防護柵等で分離した歩道が設置できない幅の狭い道路において、歩行者の通行部を着色（路側帯のカラーについては弁柄色と緑色の2色を使用）により明確にし、ドライバーに注意を促す手法。</p>	 <p>信号がなく、車両通行量、横断歩行者が多い交差点において歩道の拡張を行い歩行者の安全を確保すると同時に、オレンジのポールコーンを設置することでドライバーに歩行者への注意喚起を促し、事故防止に繋げる手法。</p>
横断歩道・信号機の設置	車両速度制限表示（ゾーン30）
 <p>車両通行量、横断歩行者が多い道路において、横断歩道・信号機を設置し、歩行者の安全確保を行う手法。</p>	 <p>入り組んだ道路事情のある地域において、地域全体を「ゾーン30」に指定、車両速度を30キロ以下に制限することにより、歩行者の安全確保を行う手法。</p>